

		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】			
			【測定指標】			
	学識経験を有する者の 知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】						
	政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報					

令和8年度事前分析表及び政策評価書 目標4－2										別 紙	
測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ﾄﾝ] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装(プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集量も含む) 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:％) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ﾄﾝ] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%] 8. 容器包装等の排出量の累積削減率[%] 9. 容器包装等のリサイクル率[%] 10. 国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率[%] 11. バイオマスプラスチック類の製品重量[万ﾄﾝ]									
年度ごとの目標値			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	670	666	660	656	652	573	568	R12年度	652
		実績値	634	618	—						(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	83	83	84	84	84	94	94		84
		実績値	71	82	—						(計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	339	340	341	342	343	345	344		343
		実績値	351	361	—						(計画値)
	エ	年度ごとの計画値	762	770	780	792	793	798	800		793
		実績値	756	768	—						(計画値)
指標2	—	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年度	70.9
		実績値	70.4	66.9	—						
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	95	95	R11年度	95
		実績値	97								75
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	75	75	75		
		実績値	61								65
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	65	65	65	65	65		
		実績値	63								50
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	50	50		
		実績値	34								
指標4	—	年度ごとの目標値	—	97	—	—	-	-	-	R6年度	97
		実績値		—							
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70	各年度	70
		実績値	96～97.3	96.5～96.8	—						85
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85		
		実績値	96～97	96～97	—						
指標6	—	年度ごとの目標値	14	14	14	14	14	14	14	R11年度	14
		実績値	8.6	8.7	—						
指標7	—	年ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル+熱回収 [%]	86.9%	88.9%	—						
		(リサイクル率)	21.7%	22.3%	—						
指標8	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	25%
		実績値	20.2%	20.2%	—						
指標9	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	60%
		実績値	34.5%	34.3%	—						
指標10	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	18.2%
		実績値	5.4%	4.7%	—						
指標11	—	年度ごとの目標値	—	—	—	—	-	-	-	R12年 (2030年)	200
		実績値	17.7	20.5	—						

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ⑭）

施策名	目標 4－3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										政策評価実施予定時期	令和 9年 9月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等 ・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）第3章等 ・国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）第3章等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成			
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			R11年度		
1 一般廃棄物の排出量（百万トン）	55	H12年度	37	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定			
					39	38	集計中	－	－	－	－				
2 一般廃棄物のリサイクル率（％）	21	H24年度	26	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定			
					20	19	集計中	－	－	－	－				
3 一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	4.7	H24年度	3	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定			
					3.2	3.1	集計中	－	－	－	－				
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	33	H22年度	33	当面の間	33	33	33	33	33	33	33	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画			
					25	24	集計中	－	－	－	－				
5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合（％）	41	R2年度	46	R9年度	－	－	－	－	46	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画			
					43	45	集計中	－	－	－	－				
6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合（％）	0	R5年度	100	R9年度	－	－	－	－	100	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画			
					0	0	2	－	－	－	－				

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 4－4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 環境再生・資源循環局 資源循環課			
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進										政策評価実施予定時期	令和 9年 9月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・循環経済行動計画（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
	1 産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	－ 367	－ （速報値）359	－ 集計中	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定		
	2 産業廃棄物の出口側の循環利用率（％）	36	H25年度	37	R12年度	－ 37	－ 37	－ 集計中	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定		
	3 産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	－ 8.7	－ （速報値）8.5	－ 集計中	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定		
	4 低濃度PCB廃棄物の処理（台数）	－	－	300000	R17年度	－ －	－ －	－ －	－	－	－	－	国内に約30万台存在すると推計されている低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品が今後廃棄物となった後、速やかに処理を行う。 国土強靱化実施中期計画において設定された目標値と整合する目標値を設定。		
	5 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（％）	60	R4年度	75	R12年度	－ 62	－ 65	－ （速報値）67	－	－	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画		
	6 産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	－	－	17	R12年度	17 20	17 集計中	17 集計中	17	17	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画		
	7 目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	－ 1	－ 0	－ 1	－	－	－	－	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）		
	8 バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数（件）	9	H26年度	3	毎年度	3 1	3 1	3 1	3	3	－	－	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績（平成26年度、9件）を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。		

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)	廃棄物処理 施設整備費 補助(平成12 年度)		4.5,7	4842	(5)	産業廃棄物 等処理対策 推進費(平成2 年度)		1,2,3	-	(9)	廃棄物等輸 出入適正化 推進費(平成 8年度)		8,9	4859	(13)	-		-	-	(17)	-		-	-
(2)	PCB廃棄物適 正処理対策 推進事業(平 成13年度)		4.5	4854	(6)	動静脈連携に よる資源循環 情報活用推 進費(令和6 年度)		1,2,3,6	5011	(10)	産業廃棄物 等処理対策 等対策強化 費(平成2年 度)		1,2,3	0132	(14)	-		-	-	(18)	-		-	-
(3)	PCB廃棄物対 策推進費補 助金(平成13 年度)		4.5	-	(7)	産業廃棄物 処理業におけ る優良取組推 進費(平成16 年度)		1,2,3,6	4849	(11)	石綿含有廃 棄物無害化 処理技術認 定事業(平成 19年度)		3	-	(15)	-		-	-	(19)	-		-	-
(4)	廃棄物処理シ ステム開発費 (平成13年度)		1,2,3	-	(8)	課題対応型 産業廃棄物 処理施設運 用支援事業 (平成29年 度)		7	4864	(12)	産業廃棄物 等処理対策 推進費(平成2 年度)		1,2,3	-	(16)	-		-	-	(20)	-		-	-
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	（各行政機関共通区分）																					
			（判断根拠）																					
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																						
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																				
	【測定指標】																							
学識経験を有する者の 知見の活用									SDGs目標との関係		【主な目標】													
											【副次的効果が期待される目標】													
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報																								

令和 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（環境省 8 - ⑯）

施策名	目標 4－5 廃棄物の不法投棄の防止等											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室					
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進											政策評価実施予定時期	令和 9年 9月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成					
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）	90	H26年度	50	R8年度	50	50	50	50	－	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和8年度に延長。				
	66	76	集計中	－	－	－	－											
	2	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）	－	－	6	R9年度	13	13	12	11	11	－	－	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。				
	13	13	12	－	－	－	－											
	3	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）	143	H27年度	年間100件を当面の間維持する。	－	100	100	100	100	－	－	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、年間100件を当面の間維持する。				
	100	106	集計中	－	－	－	－											
	4	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件）	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	－	－	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。				
	0	0	0	－	－	－	－											
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度）	1,2,3	4858	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度）	4	4856	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							

施策名	目標4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。											政策評価実施予定時期	令和9年9月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設である浄化槽の普及推進を通して、政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成(污水处理人口普及率95%)の実現のみならず、それ以降の各地域の状況を踏まえた污水处理整備に取り組み、生活排水の適正な処理による持続的な水環境の保全を図る。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (11)環境 ⑬」 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」 第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成
		基準年度		目標年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53	H29年度	73	R9年度	71	72	－	－	73	－	－	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。						
					61	63	集計中	－	－	－	－							
2 浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合(%)＝浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の総数	68	R5年度	77.9	R12年度	69.5	70.7	71.9	73.1	74.3	75.5	76.7	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和7年に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画においても同様の試算が行われている。						
					68	69	集計中	－	－	－	－							
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 浄化槽対策推進費(平成16年度)	1	4866	(5) ー	ー	ー	(9) ー	ー	ー	(13) ー	ー	ー	(17) ー	ー	ー				
(2) ー	ー	ー	(6) ー	ー	ー	(10) ー	ー	ー	(14) ー	ー	ー	(18) ー	ー	ー				

	(3) —		—	—		(7) —		—	—		(11) —		—	—		(15) —		—	—		(19) —		—	—
	(4) —		—	—		(8) —		—	—		(12) —		—	—		(16) —		—	—		(20) —		—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																					
			(判断根拠)																					
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																						
			次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】																				
			【測定指標】																					
	学識経験を有する者の 知見の活用										SDGs目標との関係		【主な目標】											
												【副次的効果が期待される目標】												
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報																								

施策名	目標4－7大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策											担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生担当参事官付災害廃棄物対策室					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。											政策評価実施予定時期	令和9年9月	政策評価実施時期				
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)5. 4. 2等 ・廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)2. (5)等 ・国土強靱化基本計画 (令和5年7月28日閣議決定)第3章等 ・第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
					R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度							
	1	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	8	H25年度	100	R12年度	85	90	95	98	100	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画				
	86	90	調査前	－	－	－	－											
	2	市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率(%)	23	R2年度	60	R12年度	35	40	45	50	55	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画				
34	35	調査前	－	－	－	－												
3	災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率(%)	都道府県91市町村21	R2年度	都道府県100市町村60	R12年度	都道府県100市町村30	都道府県100市町村35	都道府県100市町村40	都道府県100市町村45	都道府県100市町村50	－	－	第五次循環型社会形成推進基本計画					
						都道府県96市町村30	都道府県96市町村33	調査前	－	－	－	－						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業(平成26年度)	1,3	4845	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	災害等廃棄物処理事業費補助金等(昭和49年度)	2	4841	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)				
			(判断根拠)				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】				
	【測定指標】						
	学識経験を有する者の知見の活用				SDGs目標との関係	【主な目標】	
	【副次的効果が期待される目標】						
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報							